

農地法第5条許可申請 提出書類一覧

提出書類		発行機関等	部数
◎申請書		南部町農業委員会	4部 <b>(一時転用は2部)</b>
①土地の全部事項証明書（登記事項証明書）		法務局（登記所）	2部 <b>(うち原本は1部)</b>
②位置図（縮尺1/50,000～1/10,000程度）			
③案内図			
④公図（不動産登記法第14条の地図）		法務局（登記所）	
⑤建物の配置図（土地利用計画図）			
⑥建物の平面図			
⑦転用計画書（住宅建築の場合は不要）関係事業全体の計画			
⑧土地改良区の意見書		土地改良区	
○町外居住者の場合	⑨申請者の住民票（本人分）	居住地の市町村役場	
○法人の場合	⑩法人の全部事項証明書	法務局（登記所）	
	⑪定款の写し		
⑫その他参考となる書類（資金・融資証明書等）			

※農用地区域内農地での一時転用の場合は、上記に加えすべての書類の副本（コピー）を2部提出してください。